

第 1 2 回農業委員会総会議事録

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日 (金)

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第41号から第43号)
日程第4 議事(議案第39号から第42号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出席委員(24人)

1番	若林 俊明	2番	横山 實
3番	森田 啓介	4番	松山 宗則
5番	舟木 康眞	6番	永森 薫
7番	明石 茂	8番	前田 進
9番	土合 正夫	10番	城石美枝子
11番	山谷 孝芳	12番	村上 利之
13番	前田 光春	14番	熊西 忠治
15番	水元 睦雄	17番	川西喜一郎
18番	山下 隆之	19番	杉本 周平
20番	堀 清範	21番	堀 正
22番	石井 寿男	23番	前花 敏子
24番	竹島 信義	25番	佐伯 瑞穂

欠席委員(1人)

16番 石庭 文男

議事日程

- 第1 議事録署名人の指名
第2 報告第41号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第42号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の受理について
報告第43号 農地等第18条第6項の規定による通知等について

- 議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 40 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 41 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 坂木 猛 庶務係長 堀 修二
主任 田中 良仁

射水市農林水産課

農政係長 遠藤 修 主任 福井 健太

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 5 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 1 2 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「1 番 若林委員」「2 番 横山委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日 1 日とすることに決定します。

以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第4 1号の説明）

議長（舟木会長）

報告第4 1号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

横山委員

4番の案件ですが、あっせんの希望はありませんでしたか。

事務局（堀）

特にありませんでした。

議長（舟木会長）

他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第4 2号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第4 2号農地法第3条第1項第1 3号の規定による届出の受理
について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

杉本委員

この案件の譲渡人の残りの農地は誰かに預けているんですか？

事務局(堀)

ほとんどは地元の営農組合に預けています。

杉本委員

わかりました。

議長(舟木会長)

他にありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

(報告第43号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第43号 農地法第18条第6項の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第39号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第39号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の4ページをご覧ください。

今回は2件ございます。

【議案第39号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった

1番・2番については、経営規模拡大によるものです。以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第39号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第39号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第40号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第40号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書5ページの議案第40号をご覧ください。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第40号を議案書をもとに朗読】

1番は賃貸駐車場としての転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番については川西委員より説明願います。

川西委員

議案第40号の1番について説明します。

申請人は 地内に自営業を営んでいます。

申請地周辺では事業所が多く、従業員駐車場や事業用駐車場の確保に苦慮しています。

周辺は市街化調整区域でもあり駐車場の確保が困難な状況であり、申請地を賃貸駐車場として周辺の事業者へ貸し出たく今回申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第40号について説明します。

1 番については、申請地が 10 ha 以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを 1 種農地と判断します。

転用目的は賃貸駐車場であり、集落にも接続していることから規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

熊西委員

転用目的が貸駐車場であるが、会社との契約書は締結しているのか？

事務局（堀）

申請書類の中に契約書の写しが添付されています。

熊西委員

わかりました。

議長（舟木会長）

他にありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第 40 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第 40 号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第 41 号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第 41 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書 6 ページの議案第 4 1 号をご覧ください。
今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 4 1 号を議案書をもとに朗読】

1 番は農作業所としての転用申請です。
2 番は駐車場としての転用申請です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長(舟木会長)

1 番については川西委員より説明をお願いします。

川西委員

議案第 4 1 号の 1 番について説明します。

このほど、農作業所の敷地が田であることが判明し、農業委員会事務局に相談したところ、農地転用許可を必要であることがわかりました。

申請者自身、農地法についての知識がなかったこととはいえ、無断転用となっていたことを十分に反省し、一刻も早く是正をするため、今回始末書を添えて申請をされたものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長(舟木会長)

2 番については前花委員より説明をお願いします。

前花委員

議案第 4 1 号の 2 番について説明します。

譲受人は 地内で 業を営む法人です。

近年の業務の拡大に伴い敷地も南側に順次拡大した次第ですが、それでも製鋼原料の取り扱い量が増え、業務用トラックや従業員駐車場のスペースも確保しにくい状況です。

そこで今回、既存の敷地に隣接した申請地を転用するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長(舟木会長)

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第41号について説明します。

1番については、申請地が市街化傾向区域内にある農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は農作業所で、集落にも接続しており、問題ないと判断します。

2番については、申請地が市街化傾向区域内にある農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は駐車場であり、既存地の拡張であることから、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長(舟木会長)

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がございましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起る)

議長(舟木会長)

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第41号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第42号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第42号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

議長(舟木会長)

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(福井)

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案1件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第42号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のどおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第42号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第12回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時57分

その他報告事項

次回開催場所と時刻について

- ・ 総会開催日 1月8日(金) 午前10時から
射水市役所布目庁舎301号室

議 長 舟木 康眞

署名委員 若林 俊明

署名委員 横山 實

第十二回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十七年十二月一日
至 平成二十七年十二月二十八日